

平成28年度第51回剣道中央講習会（東日本）

平成28年4月2・3日
於 日本武道館研修センター

平成28年度事業計画

全日本剣道連盟（以下、「本連盟」という。）は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとともに、心身の錬磨による人造りとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、平成28年度の事業を展開する。

第1 基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

第2 重点方策

- 伝統文化としての剣道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
- 中学校武道必修化に伴う剣道の課題を検討して諸施策を立案し、その推進を支援する。
- 3. 指導・教育体制の強化を通じて、質の高い剣道を育てる。
- 4. 称号・段級位制度の適正な運用を図る。
- 5. 試合・審判規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、指導法と連携を図り審判による試合内容の充実と活性化を図る。
- 6. 国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
- 7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。
- 8. 一般社会の剣道への理解を深めるために、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。

第3 重点事項

本年度は、伝統文化としての剣道の正しい普及とさらなる剣道の質の向上を図るため、指導・教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、審査会、講習会、社会体育指導員養成講習会等の充実を図るとともに、諸団体の行う重要な大会および講習会を後援し、その充実に協力する。

1. 普及
2. 学校教育関連
3. 指導
4. 称号・段級位
5. 試合・審判
6. 強化
7. 居合道
8. 杖道
9. 社会体育指導員養成
10. 国際

以下省略

平成28年度（第51回）剣道中央講習会（東日本）報告

【日本剣道形：剣道範士 中田 琇士先生】

榊 悌 宏

1. 日本剣道形の意義

- ・日本剣道形は明治44年7月中学校令施行規則一部改正により、剣道が柔道とともに正科として採用され、大日本武徳会と文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、指導上の統一を図る目的にいずれの流派にも属さない各流派の象徴として制定された。日本剣道形は長い歴史を持ち、理合いや精神面に深い内容を持つまでに発展した伝統文化である。正しく継承して次代に伝えることに意義がある。
- ・日本剣道形制定の経緯(概要)を説明して、日本剣道形に対する興味・関心を高めさせる。
- ・日本剣道形修練の意義を解説することによって、伝統文化性や竹刀剣道との関係を把握させ、日本剣道形修練に取り組む意識を高めさせる。

2. 日本剣道形修練の目的

- ・剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることを目的とした。高野佐三郎先生著「剣道」の中で剣道形の重要性を説いている。「斯道の練習法に三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・撃ち込み稽古、是れなり」

3. 重点事項（剣道講習会資料）

- ・立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- ・正しい刀（木刀）の操作（刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など）や体さばき。
- ・打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさない。
- ・打太刀は間合に接したとき、気を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突する。
- ・形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行う。

4. 「日本剣道形」修練における基本的な留意点

- ・日本剣道形解説書、講習会資料「日本剣道形」を熟読、精通して剣の理法に基づく剣道形を体得する。
- ・武術的真剣味や真迫性を念頭に置いて行う。
- ・打太刀一師の位、仕太刀一弟子の位。
- ・立会の所作及び刀の取り扱いを適切に行い、正しい刀（木刀）の操作（刃筋・鎧の使い方・手の内）、一拍子の打突「よどみなく瞬時に打つ」（振り上げ振りおろしで、振り上げで剣先は拳より下がらない）や体捌きを正しく行う。
- ・剣道において、礼は30度（目を離して良い）と15度（目を離さない）。座礼は両手を同時につく。
- ・刀（木刀）を持たない方の手は、指を揃えて水をすくうような手の形にすると良い。
- ・刀の握り方は、巻き止め、縁金<ふちがね>は避けて持つ。
- ・抜き合わせは、横手交差で左足を引き付けつつ、刀を抜き合わせる。
- ・提刀時の小太刀と太刀の持ち方—2本は平行に持つ。（人さし指を上におしあげると揃え易い）
- ・蹲踞から納刀し、右手を足のつけねにとってから立ち上がり、自然に下におろす。
- ・座り方、立ち方—（剣道の場合も）左座右起の作法を徹底する。
※跪居<ききよ>（爪先を立てる態勢）の態勢をとってから座る。立つときも同様に立ち上がる。
- ・五つの構えと小太刀の構え（半身）を正しくとる。（小太刀は右肩を下げない。）

- ・目付は原則として相手の目を見るが「遠山の目付」で行う。
- ・足捌きは音を立てず（すり足）に行い、一方の足を移動させたときは原則として他方の足も伴う。
- ・呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは丹田に気迫をこめ、呼気の氣勢で打突（発声）する。
- ・太刀の形は、打太刀は「機をみて」打ち込む。「機」とは相手の「心」「体」「術」の変わり際に起こるときの「兆し（きざし）」である。打太刀が仕太刀の十分になったところを打つ。「打つ」は「切る」という意味。
- ・小太刀の形は、仕太刀が「入り身になろうとする」ところを打太刀が打ち込む。「入り身」とは、氣勢を充実して、相手の手元に飛び込んでゆく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。
- ・「気位」とは鍛錬を積み重ねたことによって得られた自信から生まれる威力、威風のことである。
- ・「位詰」とは相手に対して優位な体勢を整え、充実した気位で相手を攻め寄ることをいう。
- ・「気当り」とは、相手を「打つぞ」「突くぞ」という気持ちで攻め、相手の心の反応を見たり、動きを予知したりすること。
- ・打太刀は間合に接したとき、機を見て打突部位を正しく打突し、仕太刀は物打ちで打突部位を正確にとらえる。振りかぶった剣先が両拳より下がらないこと。
- ・技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行うこと。
- ・「残心」は、形あるもの、ないものにかかわらず十分な気位を示す。
- ・剣道形実施中は終始充実した氣勢で行う。特に構えを解いて後退するときに気を抜かない。

5. 日本剣道形の共通理解

- ・中段の構えの延長とは、棟の鏝元と切先を直線で結んだ延長をいう。

<太刀の形>

- ・一本目 打太刀が正面を抜かれた剣先の高さは下段程度にする。
- ・二本目 仕太刀の抜くときはおおむね下段と同じ高さで、振りかぶりは打太刀全体が見える程度。
- ・三本目 気争いで相中段にならないうちに打太刀は突かない。仕太刀が刀身を萎やす程度は剣先の延長が体を外れるくらいで、左拳が正中線から外れない。打太刀は物打の鑄で押さえる。
- ・四本目 双方切り結ぶ位置はおよそ太刀の中央部、剣先は正面の高さ。
- ・五本目 上段に対する構えは、左手を一拳前に出し、刃先はやや左斜め下。
- ・六本目 仕太刀が小手すり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引きつけるのを原則とするが、間合によっては引きつけなくても、踏み出したと解釈する。
- ・七本目 仕太刀のすれ違いながら胴を打つ方法を修練者の錬度の違いに応じて指導する。
①右足を右前に開いたとき、刀を左肩上に振り上げ左足を踏み出すと同時に胴を打つ。
②右足を右前に開いても（体は移動させない）刀は振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろす一拍子で打つ方法。

<小太刀の形>

- ・太刀の形から小太刀の形へ移る場合の所作

1~3歩はそのまま下がり、4~5歩は小太刀の位置を見ながら下がる。（刀を踏んだり蹴らないため）

※小太刀の時の仕太刀は、半身の構え（右肩を落とさない）であり、一重身にならないこと。

- ・一本目 仕太刀は中段半身、刃先はやや斜め下、剣先は顔の高さ。仕太刀は正面を打って半呼吸おいて残心。
- ・二本目 仕太刀は中段半身、刃先はやや斜め下、剣先は胸の高さ。打太刀が右足を引いて脇構えにひらくとき、仕太刀はすかさず攻め込むときの剣先は咽喉の高さ、左手で制するのと右拳を腰にとるのが同時になる。
- ・三本目 仕太刀は下段半身、刃先は真下、仕太刀の下段は太刀の下段に準ずる。すり落としかからすり流すときの仕太刀は右脇が開かないように行う。打太刀と仕太刀の鏝は直角にとる。

平成28年度（第51回）剣道中央講習会

<東・西日本>

平成28年4月2日（土）～4月3日（日）於 東京・兵庫

— 指導法講習資料 —

<担当者 東：遠藤勝雄、西：網代忠宏>

I. 講義

(1) 平成28年度の全日本剣道連盟の事業計画

1) 基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

2) 指導委員会の重点方策

指導・教育体制の強化を通じて、質の高い剣道を育てる。

3) 指導委員会の重点事項

剣道を正しく普及するための指導法についての研究および検討を行う。

- ① 「剣道の理念」、「剣道修練の心構え」、「剣道指導の心構え」に係わる制定経緯の理解を深め、その内容の具現・具象化を推進する。
- ② 本連盟刊行の「剣道指導要領」、「剣道講習会資料」、「日本剣道形解説書」、「木刀による剣道基本技稽古法」、「剣道社会体育教本」、「剣道授業の展開」の活用を図る。
- ③ 講師要員（指導法）の講習・研修を実施し、指導法講師の育成を図る。
- ④ 女子指導者講習会を開催し、より高い剣道の技術ならびに指導力の向上を図る。
- ⑤ 「日本剣道形」の位置づけと内容の理解を踏まえた指導法の研究を行う。
- ⑥ 木刀による剣道基本技稽古法を基盤にした効果的な指導法の普及を図る。

(2) 平成28年度の「指導目的」「技能の指導目標」 (剣道講習会資料 P. 10～11)

1) 指導目的：我が国の伝統と文化に培われた剣道を正しく伝承してその発展を図り、「剣道の理念」に基づき高い水準の剣道を目指す。

2) 技能の指導目標

①初心者：剣道を楽しく受けとめられるよう興味や関心を高める。

：剣道の基本的な動作や作法を正しく身につける。

②初級者：生涯を通して剣道に親しみ、修練を通して、豊かな生活をつくり出すための基礎的な態度や安全に対する態度を養う。

：对人的技能を身につけさせ、気剣体の一致した、しかけ技を主に指導する。

③中級者：現代社会に必要な社会的態度の向上につとめ、自己の確立を図る。

: 鍛錬度を高めることにより、技に対して自信を持ち、懸待一致の剣道ができるよう
にする。

④上級者: 人格を高め、社会貢献と剣道の正しい伝承に寄与する態度を養う。

: 理合を熟知し、^{高段者}講談社に相応しい心気力一致の剣道を目指すとともに審判能力・指
導能力を高める。

(3) 指導の手立て

1) 全剣連刊行文献を活用した指導。

「剣道指導要領」、「剣道講習会資料」、「日本剣道形解説書」、「木刀による剣道基本技稽古法」、

「剣道社会体育教本」、「剣道授業の展開」その他、試合や称号段位級規則書等

2) 講話を通して剣道への意欲・関心・態度の向上を図る指導。

「剣道の理念」、「剣道修練の心構え」、「剣道指導の心構え」の理解を図るとともに対象者の資質を勘案し
意欲・関心・態度などを高める。

2. 実技指導について

(1) 区分別指導事項

①初心者: 礼法 (着装、立礼、正座、座礼)

: 基本動作 (姿勢、呼吸、構えと目付け、足さばき、素振り、掛け声、間合、
基本打突の打ち方、切り返し、残心)

: 基本稽古 (切り返し、約束稽古)

②初級者: 礼法 (初心者と同じ)

: 基本動作 (初心者の指導事項に加え。素振り、基本打突の打ち方・突き方および
受け方、体当たり、鍔ぜり合い)

: 応用動作 (しかけ技: 一本打ちの技、連続技 (二・三段の技) 払い技、出ばな技、
引き技)

: 基本稽古 (切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古)

: 互格稽古・試合稽古

③中級者: 礼法 (初心者・初級者と同じ)

: 基本動作 (初心者・初級者と同じ)

: 応用動作 (初級者の指導事項に加え。攻め・崩し、一本打ちの技)
応じ技 (抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技)

: 基本稽古 (初級者の指導事項に加え。打ち込み稽古、掛かり稽古)

: 互格稽古・見取り稽古・ひとり稽古

④上級者: 礼法 (初心者・初級者・中級者と同じ)

: 基本動作 (初心者・初級者・中級者と同じ)

: 応用動作 (初級者・中級者・上級者と同じであるが、特に攻め・崩しと一本打ちの技

の指導を主とする。)

：基本稽古（初級者・中級者に加え。打ち込み稽古、掛かり稽古）

：互格稽古・引き立て稽古・ひとり稽古・見取り稽古

II. 木刀による剣道基本技稽古法の展開

(1) 制定の趣旨等について

(2) 指導方法について

1) 全体指導と対人指導（基本1～9まで）

2) 応用について

III. 剣道実技1

1. 実技指導内容1

(1) 剣道具・袴および用具の取り扱い

(2) 礼（礼法）について

1) 礼の考え方

2) 礼法（立礼・座礼・正座・座り方と立ち方）

3) 基本動作（姿勢、構えと目付け、構え方と納め方、足さばき、素振り、空間打突、跳躍素振り、掛け声、間合、)

2. 実技指導内容2（剣道具を着装しての実技）

(1) 応用動作（対人的技能）＜しかけ技・応じ技＞

1) 木刀による剣道基本技稽古法を活用した指導。

①基本1～9までの打突の仕方・打たせ方、受け方

(2) 鍔ぜり合い方の方法

(3) 体当たりの方法

(4) 打ち込み稽古・掛かり稽古の方法

3) 指導内容3

(1) 稽古

①稽古法（剣道指導要領 P. 148～152）

②稽古の展開方法

例：切り返し→互格稽古→掛かり稽古（打ち込み稽古）→切り返し。

w 平成 28 年 6 月 19 日 (日)

指導法講習資料 (補足)

担当者 手島 利一

1. 平成 28 年度の「指導目的」、「技能の指導目標」については、
剣道講習会資料の P10～11
剣道指導要領の第 2 章・剣道の在り方
第 3 章・剣道指導の在り方を参照
2. 剣道を行う場所が体育館等であっても、修行し心身を鍛錬する神聖な場所であるので、
入退場の際の礼や伝統的な作法を行う様に指導することが大切である。
3. ハラスメントの管理
 - ・勝ちにこだわる指導は慎むこと。
 - ・行動・言動・態度に要注意。
 - ・現在の子供達は、昔自分達が修行した時代の方法は通用しないことを理解する。
4. 礼法
 - ・礼法については、剣道指導要領の第 5 章を参照。
 - ・立礼
立礼には、上体を前傾させる角度で「三節の礼」がある。
現在は、神前・上座に向かって上体を約 30 度前に傾けて礼と相互の上体を約 15 度前 (相手に注目) に傾けての礼が一般的である。
 - ・座礼
座り方は、左足を約半歩引き、左膝右膝の順で膝を着き、^{ききよ}跪居 (爪先を立てる態勢) の態勢を取ってから座る。
礼は、正座の姿勢で相手を注目して背筋を伸ばしたまま上体を前方に傾けつつ、両手を同時に床につけ、息を吐きながら礼をし、一呼吸後、息を吸いながら体を起す。首を曲げたり臀部を上げたりしないこと。
5. 剣道着・袴および用具
 - ・剣道着・袴・用具等の名称・取扱い方法等については、剣道指導要領の第 4 章を参照。
6. 手拭いのかぶり方
 - ・手拭いのかぶり方は、剣道指導要領の P16～17 の二種類の方法で指導すること。

7. 面の着装

- ・面ひもの結び目は、目線の後部で確実に結束すること（この頃上方で結束していて試合・稽古中に脱落する者が見受けられ、危害防止のため）。
- ・結び目を目線の後部で結束していると誤って後方に転倒した際、後頭部を直接床等にぶつけることなく危害防止となる。
- ・面ひもの長さは、結び目から40cm以内とする様指導すること。

8. 木刀・竹刀の持ち方

- ・木刀・竹刀の持ち方については、剣道指導要領のP37～38参照。
- ・左手の小指を柄頭いっぱい（又は半かけ）にかけて上から握る様にすること。

9. 構え方と納め方

- ・構え方と納め方については、剣道指導要領のP40～41参照。
- ・構えた時は、常に膝を相手に向ける様にすること。
- ・刀・竹刀を持たない方の手は、指を揃えて、水をすくう様な手の形をすると良い。
- ・蹲踞から納刀し、右手を必ず、足の付け根に取ってから立ち上がり、右手を自然に下に下ろすこと。

10. 剣道具を着装しての実技指導

- ・応用動作は、木刀による剣道基本技稽古法活用して実施すること。
- ・鏝ぜり合い、体当りの方法も正しく指導すること。

基本1 一本打ちの技

正面 小手 胴（右胴） 突き

基本2 連続技

小手→面 小手→胴 他

基本3 払い技

払い小手（裏） 払い面（表裏）

基本4 引き技

面体当り→引き面・小手・胴

基本5 抜き技

面抜き胴 小手抜き小手・面

基本6 すり上げ技

小手すり上げ面（表裏）・小手

基本7 出ばな技

出ばな小手・面・突き

基本8 返し技

面返し胴・右胴

基本9 打ち落とし技

胴打ち落とし面・引き胴打ち落とし胴

剣道審判法

大嶽 将文 範士

1 平成28年度全日本剣道連盟試合・審判の重点事項 試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判としての適正な試合運営能力および指導力の向上のため実践的な研修を行う。
- (2) 研修会・講習会を通して女子審判員育成、審判技術の向上を図る。
- (3) 各国の審判員育成ならびに審判技術の向上に向け支援を行う。
- (4) 剣道用具の仕様の適正化を図る。

2 試合・審判の意義・目的

元来試合は、試合者にとって、それまでの修行の集大成の場である。即ち試合に至るまでに習得した「心・技・体」を最高度に発揮して、勝敗を決する場であると共に、今までの修行の在り方を稽える場であると同時に、今後の修行の在り方を検討する場でもある。

一方審判員は、「剣道の理念」に基づき、試合・審判規則を正しく運用し、試合者によるすべての事象を的確に判断し、勝敗を決定する重大な役割を担っている。

剣道が如何に勝敗を超越するものであるとはいえ、最終の決定をください審判の適否は、今後の剣道の在り方に重大な影響を及ぼす。

「審判が良くなれば試合が良くなる。試合が良くなれば剣道が良くなる。」と言われる所以はまさにここにあると考えられる。

したがって、審判員は試合者が「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合を行っているか否か」を試合状況全体を把握しながら適正公平に審判を行い、勝敗の事実や事象を正確に判定する必要がある。そして、試合審判を通して試合者に技術の得失や行為の適否を自覚させ、正しい剣道の善導と人間形成の醸成に努めることに深い意義がある。

3 審判員の心得

一般的要件

- (1) 公平無私であること。

私情を入れず、規則に則り、経験則に基づいて客観性、妥当性のある判定により、試合者、観衆が納得する審判をする。

- (2) 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。

審判員は、審判規則を遵守し、強制する権利と義務を持っている。

したがって審判員は、規則を熟知し、正しく運用できなければならない。

- (3) 剣理に精通していること。

理合いとは、自分と相手との間にとり行われる動きが合理的であり、筋道に適っていることである。

審判員は、理合いに基づいた持ち主であることが望まれる。

- (4) 審判技術に熟達していること。

審判員は、瞬時に判定の判断と決断が要求されることから、常に平素の精進と審判員技術の向上に努めなければならない。

- (5) 健康体で活動的であること。

審判は、視覚・聴覚を中心とした五感と大脳の働きによって行うものが多い。常に心身ともに健康で活動的であることが望ましい。

4 本規則の目的

[第1条] この規則は、全日本剣道連盟の剣道試合につき、剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。

5 有効打突

[第12条] 有効打突は、充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。

6 禁止行為

[第15条] 禁止物質を使用もしくは所持し、または禁止方法を実施すること。

細則 [第14条] 規則第15条の禁止物質および禁止方法とは、世界ドーピング防止機構（WADA）の最新の禁止表に掲載されているものをいう。

[第16条] 審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。

[第17条] 試合者が、次の各号の行為をすること。

1. 定められた以外の用具（不正用具）を使用する。
2. 相手に足を掛けまたは払う。
3. 相手を不当に場外に出す。
4. 試合中に場外に出る。
5. 自己の竹刀を落とす。
6. 不当な中止要請をする。
7. その他、この規則に反する行為をする。

細則 [第16条] 規則第17条7号の禁止行為は、次の各号などをいう。

1. 相手に手をかけまたは抱えこむ。
2. 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。
3. 相手の竹刀を抱える。
4. 相手の肩に故意に竹刀をかける。
5. 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。
6. 故意に時間の空費をする。
7. 不当なつば（顰）競り合いおよび打突をする。

審判法講習会における 「重点事項」

審判員は、剣道試合・審判規則の理解のもとに、下記の事項に留意して、適正な試合運営に努め、試合の活性化を図る。

1 試合内容を正しく判定する。

※大会（試合）の持つ目的（錬成か・競技か）や、その内容（錬度・年齢・性別等）を正しく判断して、それぞれの有効打突の基準を設定し、試合の活性化を図る。

2 有効打突を正しく見極める能力を養う。

※有効打突の判定の適否は、剣道の在り方や方向付けに重大な影響を及ぼす。また、有効打突の判定は経験則に基づくが、審判員の独自性や独善性に因ることなく客観性・妥当性が要求される。

(1) 有効打突の条件と要素の理解。

規則第12条

①充実した氣勢 ②適正な姿勢 ③竹刀の打突部（物打）④打突部位
⑤刃筋正しく打突 ⑥残心のあるもの

これらは欠くことができない必要条件であることを理解する。

（間合・機会・体捌き・手の内の作用・強さと冴え）これらは条件を助ける要素であり、（姿勢・氣勢・打突部位・竹刀の打突部位・刃筋）は要件であることを理解する。（運営要領の手引き）

(2) 技の違いと錬度に応じた打突の見極め。

例えば、打突が軽くても「玄妙な技」などは、技の質によって一本に取れる場合がある。ただ軽いから一本にならないとせず、打突の機会や体捌き、手の内の作用等を勘案して、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。

また、レベル・年齢・性別による有効打突の見極めは、それぞれの基準を設定し、試合の活性化を図る。

(3) 禁止行為の厳正な判断と処置をする。

※反則行為を厳しく見極めることが審判員の主たる任務ではないが、試合を公正・公平・適正に運営するために、規則に基づき、厳正・的確な判断と勇気ある決断により処置をすることが大切である。

①行為の原因と結果の正しい見極め。

結果には、原因が伴っていることの認識。例えば「場外に不用意に出る」と「不当に場外に出す」ことの違い等。

②禁止行為に対する的確な処置。

○規則に基づいた厳正・的確な判断と勇気ある決断をする。

※特に灰色の部分（不当）を見逃さない。

P8規則第17条3「不当に場外に出す」同6「不当な中止要請」

P9細則第16条7「不当な鏝競り合い」

○規則は、普遍性や社会通念などを基盤に構成されているが、その規則にあまり縛られないで、常識的な考えをもって、本規則の「目的」を損なうことなく、運用することが大切である。